

議会外野党の挫折

——一九五八年西ドイツ反核闘争をめぐる与野党の関係——

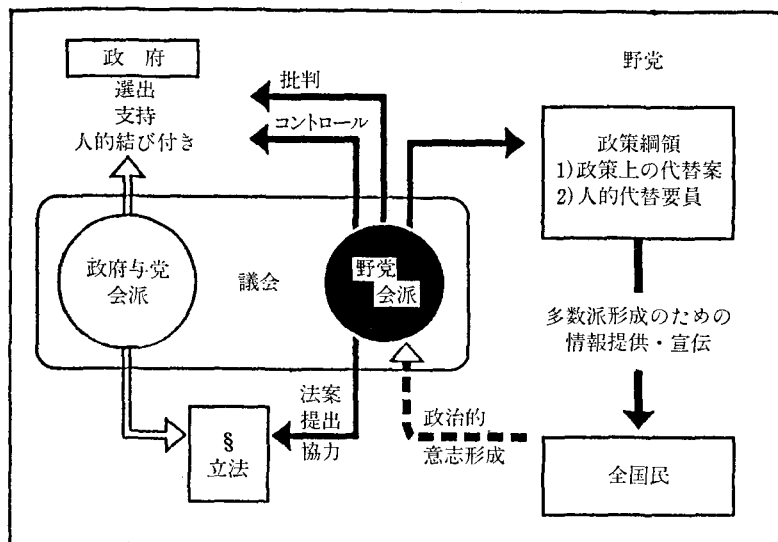
若松 新

はじめに

議院内閣制における与野党の関係において、議会における野党は図1に示された役割を果たしている。その際に野党は「政府と競合する戦略 (Kompetitive Strategie)」を選択するか、「政府に協調する戦略 (kooperative Strategie)」を選択するかを絶えず迫られている。一般に、長期にわたる対決戦略 (Konfrontationsstrategie) は、ドイツの政治文化が政治的抗争と紛糾を好まないことから、回避されるに至っていると言われている。このことを示す具体例の一つが、一九五八年二月から七月にかけて西ドイツ各都市で繰り広げられた、いわゆる「原爆死反対」行動の帰結である。拙稿は、この反核闘争を分析することによって、西ドイツの与野党の相互関係の一端を明らかにしたいと思う。

この闘争では、議会における野党が審議手続以外のスト、デモ、街頭集会・行進によって自らの要求を貫徹しよう

図1 議院内閣制における政府与党と議会野党の関係



本図は、Böhringer u.a., *Bundestag, Bundesrat, Landesparlamente*, NDV, 1991, S. 215(Ulrich Sarcinelli) による。

とする「議会外野党 (außerparlamentarisch Opposition (APO))」の形態を、言わば非常手段としてとった。野党が正規の手続以外の道を選択した結果、政府与党と議会野党の建設的關係は著しく損なわれた。議会外野党による混乱が終結したのは、司法の担い手、連邦憲法裁判所の判決によっていた。闘争の後、野党SPDは「誇大広告」的な国防・平和政策を是正した。その結果、本来、議会における審議はイデオロギー的宣伝の場ではなく、実現可能な政策をめぐる堅実な折衝の結果としての妥協点模索を本務とすることが再確認されたのであった。

(1) 与党CDUの一九五七年

選挙公約

一九五七年九月一五日の第三回連邦議会選挙に先立って、五月一〇日に連邦議会にて核武装に関する審

議が行われた。この場で表明された与党CDU/CSU・DP(ドイツ党)・FVP(自由国民党)政権の立場を、CDU連邦事務局が編集した『一九五七年連邦選挙問答集』は、「国防政策・一般兵役義務」と題する節で以下のうに言及していた。すなわち、当時「SPDは、「例えば英国のような他のNATO加盟国も一般兵役義務を廃止している」という事実を鑑みて、「兵役義務中止」を主張していた。これに対してCDUは「英国は軍隊の装備を通常兵器から核兵器へと転換するのと同時に、一般兵役義務を廃止したが、ドイツ連邦共和国国防軍は核武装は行わない。それ故に連邦国防軍が志願兵のみで構成されるならば、兵員数不足になる」と反論していたのである。⁽²⁾

更にCDU連邦事務局編集の『選挙戦対策上の对外政策——一九五七年連邦議会選挙戦対策上の对外・国防政策の手引き——』と題する特別演説集も、SPDの兵役義務中止の要求に対して、「万一、西側が一七〇師団からなる通常兵器で武装したソ連軍と対等に渡り合える——強力なドイツ連邦国防軍なくしては不可能な——通常戦力を保持できない時には、西側は降伏か核戦争かという窮地に追い込まれるであろう。かかるソ連・ロシア(sowjetrussisch)の意図を阻止するためにも、連邦国防軍は十分な規模を要し、そのためには一般兵役義務が必要である。「核兵器なしで強固な安全を保障するためにも、十分な規模の連邦国防軍を必要とする」と再反論していた。⁽³⁾

加えてCDUの『一九五七年連邦選挙問答集』は「国防政策・核武装」と題する項目で、SPDは「CDUは組織的に連邦国防軍の核兵器による武装を準備している」と主張しているが、事実として「それは全く当てはまらない」⁽⁴⁾。ただし、「反対に一九五七年五月一〇日にアーデナウアー(Konrad Adenauer)連邦首相は連邦議会で『連邦政府は核兵器を要求しない。一九五四年一〇月にロンドン会議で行った宣言を堅持することを決定している』と述べていた」からである。続けてCDU政権は「ロンドン会議で、ドイツ連邦共和国政府はいわゆるABC兵器、すなわち核

兵器 (atomare Waffen) 生物兵器 (biologische Waffen) と化学兵器 (chemische Waffen) の保持を放棄した。⁽⁴⁾
したがってCDUは連邦国防軍の核武装を追求しない」と公約したのである。

以上の公約が後日、反故にされたことに対して、ヘルムート・シュミット (Helmut Schmidt) 議員 (後の連邦首相) は、「国民が騙されて、詐欺にあった」と不規則発言を行ったのである。⁽⁵⁾

(2) 与党CDU/CSUの単独過半数占有

一九五七年九月一五日の連邦議会選挙で、与党CDU/CSUは五〇・二%の得票率を得て、四九七議席中二七〇議席 (議席率五四・三%) を獲得した。未曾有の、そして空前絶後の大勝であった。統計的調査によれば、一般に比
例代表制選挙二七〇例中、単一政党が議会の過半数を占めた事例は二七例 (一〇%) に過ぎないと言⁽⁶⁾う。この時既に
「絶対多数を占める政党は常に国民の残余の部分に対する一種の悪しき企てである」という英国のハリファックス
(Halfax) 卿の言葉を、想起させる⁽⁷⁾がごとき予兆を醸し出していたのである。一方SPDは三四・〇%の議席率 (四
九七議席中一六九議席) を占めるにすぎず、「憲法改正を阻止しうる三分の一以上を擁する少数派 (Sperminorität) 」
であることわざかながら体面を保ったものの、次回の連邦議会選挙までの四年間を野党として、したがって事実上
政策形成のイニシアティブに対する影響力を失って過ごすことを余儀なくされたのである。⁽⁸⁾

第三次アーデナウアーCDU/CSU・DP連立内閣では、元FDP党员でFVP所属のF・ブリュッハー (Franz
Bücher) マーシャル・ブラン担当相とV・E・ノイスカー (Viktor-Emanuel Preusker) 住宅建設大臣の兩名

は閣僚ポストを失い、加えて、CDU党内でアーデナウアーに対抗する親東ドイツ政策を長年唱えてきた⁽⁹⁾ CDU副党首J・カイザー (Jacob Kaiser) 全ドイツ問題担当相が閣外に去った⁽¹⁰⁾。その結果、よりアーデナウアー色の強い、強固な保守政権が生れたのである。

一九五七年一月三〇日の政府声明の中で、アーデナウアーは新たに「ソ連(占領)地区を専制政治から解放する」必要性を、この解放が戦争なしに可能であるとは言わずに宣明し、かつ東西間の緊張が近年更に先鋭化してきたと主張した⁽¹¹⁾。一月五日の連邦議会の審議においても、アーデナウアーは恐るべき緊迫状況を執拗に説き、相変わらず「NATOによる力の政治のみが世界の平和と我々の自由を守り、最終的に再統一に至る」と主張してやまなかった。他方、連立政権を離れ新たに野党となった第三党FDPの評価によれば、野党第一党SPDのオルレンハウアー (Erich Ollenhauer) 党首が連邦議会本会議で数え上げた、選挙戦最中にアーデナウアーが言明した誹謗・中傷の列挙によっても退屈せしめられた国民は、政治を身近な存在に感じることとはほとんどなかったのである⁽¹²⁾。このような背景の下、一月一七日から一九日のNATOパリ会議を迎えることになるのであった。

(3) NATOパリ会議

野党SPDとFDPが共同で提案した⁽¹³⁾、NATOのパリ会議に先立って連邦政府の会談における基本構想について審議しようという動議を、何故にCDU/CSU議会多数派が否決したかという理由を政府与党は既に意識していた⁽¹⁴⁾。すなわち会談の始まる五日前のこの採決の結果は、核武装というのつびきならぬ一大案件が狙上にのぼる前兆の

一つであったのである。

「平和のための静かな祈り」をもって一九五七年二月一九日に閉会した西側同盟国の三日間にわたる会議の最も重要な出来事は、静謐な祈りとは裏腹に、アメリカ合衆国務長官ダレス (John Foster Dulles: 1888-1959) が提議した、欧州における同盟国が核兵器と中距離ロケットを使用できるようにするという申し出であった。デンマークとノルウェーが、野党SPDとFDPにとっては感謝すべきことに、即座にこの申し出を断ったのとは対照的に、アーデナウアーは「近代的兵器」で同盟国が包括的に武装されることに対して即時賛成の意を示した。この立場をアーデナウアーは最終日の夕方にフランスの首都で行われた記者会見の席でより強固なものとした。すなわち、アーデナウアーの主張によれば、いかなる国家も根本的に「新型兵器による武装」から免れることはできないのである。ただし「我々は皆一艘の小舟に乗っている」からである。しかし、その際にアーデナウアーは、東西に分断されたドイツの核武装が持つ政治的問題性を相変わらず全く無視し続けたのであった。これに輪をかけて強硬な姿勢を示したのがバイエルン州CSU副党首フランツヨーゼフ・シュトラウス (Franz Josef Straub) 連邦国防相であった。すなわちシュトラウスは月曜日 (二月二三日) の新聞とのインタビューの席で、核兵器なしで連邦共和国を防衛することは「軍事的狂気」であるとみなす発言を行ったのであった。⁽¹⁵⁾

(4) 原子物理学者たちの動き

時期は前後するが、一九五五年⁽¹⁶⁾七月九日にバートランド・ラッセル (Bertrand Russell) 卿、アルベルト・アインシ

ユタイン (Albert Einstein) 湯川秀樹ら一一名は、世界大戦を回避するための宣言をロンドンで表明した。この宣言の主旨は、「共産主義者であらうと反共主義者であらうと」「東側においても西側においても」、湯川によれば、「全体的破滅を避けるという目標は他のあらゆる目標に優位せねばならない」というものであった。⁽¹⁷⁾この宣言に呼応して、ドイツ物理学会連合 (Verband Deutscher Physikalischer Gesellschaft) は核武装に反対する決議を採択し、すべての諸国民が「自発的に政治の最終手段として武力 (Gewalt) を放棄する」決断をしなければならぬと声明した。⁽¹⁸⁾

一九五五年九月二五日のことである。⁽¹⁸⁾

「ラッセル・アインシュタイン宣言」と言われる先述の宣言に署名した直後に、アインシュタインは逝去した。したがって当該宣言への署名は言わば彼の遺言であった。西側在住の共産主義者フレデリック・ジョリオ・キュリー (J. Frederic Joliot-Curie) は署名したが、中国の科学者からは起草者ラッセルに対して返事はなく、ソ連のアカデミー会員も署名を拒否した。後述するオットー・ハーン (Otto Hahn) 教授も拒否、彼は西側科学者の核兵器反対運動を組織中であつた。英国王立学士院総裁で、ラッセルの所屬するトリニティー・カレッジ (Trinity College) 学寮長エドガー・アドリアン (Edgar Adrian) 卿の拒否は、個人的には残念だったとラッセルは『自伝』に記している。ラッセルはアドリアンに尋ねた。「あの宣言が余りにもしゃべり過ぎていてからではありませんか」。「その通り」とアドリアンは答えた。この答弁にはラッセルの自己批判を垣間見ることができよう。⁽¹⁹⁾

西ドイツにおいては、一九五七年四月一二日にノーベル化学賞受賞者 O・ハーンを代表者とする一八名の原子科学者が、「ゲッチンゲン在住の一八学者の宣言 (Die Erklärung der Göttingen Achzehn)」として後に知られるようになる宣言を明らかにしていた。冒頭でこの一八学者の宣言は、「連邦国防軍の核武装計画はこの宣言に署名した核

研究者を深い憂慮の念で満たしている」と表明し、「署名者のうちの数名は自らの懸念を既に数箇月前に所轄連邦大臣——フランツ・ヨーゼフ・シュトラウス（一九五五年一〇月から一九五六年一〇月まで連邦核問題相、その後引き続いて一九六三年一月まで連邦国防相）——に伝えた」ことを明らかにした。そして「公衆が今だに十分に熟知していない」けれども、専門家にとっては周知の事実を告知する義務感に基づいて、この一八学者の宣言は以下の二つの初歩的な事実を示した。すなわち、

一、戦術核兵器は通常型原子爆弾の破壊作用を持っている。「戦術的」と称することによって表現しようとしていることは、それが人間が住む住宅地に対してのみならず、地上戦を行う部隊に対しても向けられるものであることである。すべての個々の戦術的原子爆弾ないし戦術的原子砲弾は、広島を破壊した最初の原子爆弾と同等の作用を持っている。今日、戦術核兵器が多数存在していることから、その破壊作用は総計ではますます大きなものとなるであろう。「小型」とこの爆弾が称されるのは、広島以降に開発された「戦術的」爆弾、とりわけ水素爆弾の作用と比べた場合のみなのである。

二、戦略核兵器が生物を絶滅に至らしめる作用が拡大する可能性には、何ら自然上の限界は知られていない。今日、一発の戦術的原子爆弾で一つの小都市を破壊しうるが、一発の水素爆弾はルール地方の広さの地域をしばらくの間居住不可能にすることができる。我々はこのような危険から極めて多数の住民を守る技術的可能性を知らないのである。

という二点である。⁽²⁰⁾

この一八学者の宣言は、西側自由主義デモクラシーの自由を守るといふ政治的立場に立っていた。すなわち、「我々

は今日、西側世界が共産主義に対して主張している自由を表明する者である」と自己規定し、続けて「水素爆弾に対する相互の恐怖」すなわち恐怖の均衡が持つ紛争抑止力を認めつつも、この均衡が破綻した場合の危険は「致命的」であると認定した。⁽²¹⁾したがって、この一八学者の宣言は政治的には保守派が行ったものであった。

この一八学者の宣言は引き続いて「我々は超大国が執るべき政策について、具体的な提案を行う権限を持っているとは思わない」と、更に自己抑制的な姿勢を貫く。しかし、「ドイツ連邦共和国のような小国にとっては、今日、小国があらゆる種類の核兵器の所有を明確かつ自発的に放棄してこそ、自国の安全を最もよく守り世界の平和を最も迅速に促進するものであると我々は信じている」として、ドイツを「小国」と自己規律した。

以上の政治的判断の下、署名した一八名の学者は「核兵器の生産、実験、使用にあらゆる仕方に参加しない決意」を表明した。他方、原子力エネルギーの「平和利用をあらゆる手段によって促進すること」を極めて重要であると評価して、「この任務に従前どおり参加したいと思う」と付け加えた。⁽²²⁾

この一八学者の宣言は、「核兵器の廃絶」という直截的だが当面は実現不可能な表現を、直ちに振りかざすことをしないで「小国」ドイツにおいてその廃絶を目指す点で、理想と現実との間における平衡感覚に満ちていた。また、東西を横切る鉄のカーテンによって分断された西ドイツにおいて、自由を守る政治的保守派が自己の責任と能力の範囲内で、体制内において政治的平衡感覚に富んだ立場を取った意味で、西ドイツ民主政治の水準の高さを物語っていると思う。

なお、この一八学者の宣言の署名者の一人には、現連邦大統領リヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー (Richard von Weizsäcker : CDU、一九八四年から一九九四年五月まで在職予定) の八歳年長の兄である、⁽²⁴⁾カール・フリー

ドリッヒ・フォン・ヴァイツェッカー (Carl Friedrich von Weizsäcker) 教授が含まれていた。彼が一九五七年五月に述べているところによれば、「アメリカとソ連 (Rußland) の対立が絶対的に世界の政治を規定することにはならないであろう」と判断しつつも、「共産主義が欧州」とりわけ西欧「を滅ぼし、西側世界がアジア」換言すればインド「を滅亡の淵に瀕せしめている」ことは、疑う余地のない事実であった。ただし「今日の欧州人にとってソビエト体制は自由の庄殺を意味し、アジア人にとって白人の植民地主義は自由の否定を意味していた」からである。⁽²⁵⁾このように C・F・v・ヴァイツェッカーにとっては、「自由」が判断の基準となっていたのである。

(5) E・ゲルステンマイヤー——与党 CDU 党内鳩派——の立場

時間の流れの上では元に戻って、一九五八年四月二六日から三〇日にかけてベルリンで行われた、ドイツ福音主義教会の教会会議は、「核武装」問題に関する拭い去り難い意見の不一致にもかかわらず、「ドイツ福音主義教会の教会会議は、我々の分割された祖国において、両独政府に対して、信仰と良心の自由を保証し、平和に奉仕し、ドイツ軍の核武装を回避するために万策を尽くすことを請願する」という決議案に一致を見たのである。⁽²⁶⁾

この請願がいかに優柔不断なものであったかは、元教会長 (Alt-Kirchenpräsident) ミッデンドルフ (Friedrich Middendorf) が、自らの演説の中で「我々は核武装を回避するために万策を尽くす。我々は全く真剣に普遍的に管理された軍縮を求めて努力している。そして我々は軍縮が直ちに生じることを望む。しかし軍縮が直ちに生まれなかったならば、その場合には、その場合にのみ我々は核武装を自ら行うであろう」と述べていることで判明している。⁽²⁷⁾

プロテスタント教会の神学者であり、連邦議会議長の要職にあったオイゲン・ゲルステンマイヤー (Eugen Gerstenmayer) も、既に一九五八年三月二五日に連邦議会において、彼自身が、今日か明日に連邦国防軍の砲台に核弾頭を配備することが問題となるのではないと説き、続いて「万一、軍縮交渉が結局においてこれまでとは別の状況に進展しないならば、連邦共和国とNATOは結果として生じる避けられない帰結に至るということを明示」した時に、同じようにあいまいな立場を取っていたのであった。⁽²⁸⁾

他方ゲルステンマイヤーは一九五八年二月五日付の『シュトゥットガルト・ツァイトゥング (Stuttgarter Zeitung)』紙上で、全ドイツの(統一)選挙が行われる以前に全ドイツの軍事的地位を明確化すべしと提案していた。その際にゲルステンマイヤーは、ソ連との予定されている首脳会談において、再統一についてはなく平和条約について話し合うべきであるという見解を表明した。⁽²⁹⁾ この知ったかぶりの発言は、CDU/CSU党内に少なからぬ緊張状態を生ぜしめた。⁽³⁰⁾ けだし当時FD P議員団長メンデ (Erich Mende) は、アーデナウアーとは別の、平和条約締結へのイニシアティブを発揮し、ポーランド政府と中欧非核地帯に関する交渉を行なう、新しい首相——このゲルステンマイヤーをおそらくは想定していたと推察される——の下に、「国民緊急事態」政権 (Regierung "des nationalen Notstandes") を組閣しようと画策していたからである。⁽³¹⁾ しかし、この試みは結局不発に終わった。このゲルステンマイヤーは、かねてから柔軟かつ中立的な対外政策を主張して、アーデナウアーと対立していた人物であった。⁽³²⁾ ゲルステンマイヤー政権が幻に終わったのは、誰に対しても良い印象を与えたゲルステンマイヤーの性格にもよるであろうが、最も処世術にたけた政治家として、与党CDUを割ってまでして首相候補になるよりも、連邦議会議長の要職にとどまった方がいいという、ゲルステンマイヤー自身の冷静な状況判断と分析によっていたといえるであろうと思われるの

である。

(6) CDU/CSU 決議案の可決…議会外闘争の始まり

一九五八年二月二二日にパート・ゴードスベルクに集結した野党第一党SPD(連邦議会議中一六九議席)は、「核兵器がもたらす放射能による死に反対する闘争(以下、「原爆死反対」と略す。: Kampf dem Atomod)」行動委員会を結成声明草案を提示した。このドキュメントは「占領地区境界線の両側に位置するドイツ国民は、東西間に紛争が生じた場合に原爆死に瀕する直接的な危険にさらされている」と、この危険が著しいものであることを告げ、この危険を回避するために連邦政府が第一に「核兵器軍拡競争」に加わらず、第二に「東西間の緊張緩和」のために「非核地帯の創設」を支持するよう要求した。ただし、「かような政策のみが、ドイツ国民の安全と自由で民主的 (freiheitlich-demokratisch) なドイツのナツィオン (national) の存在を保障し」、また万一「ドイツ領土を核兵器発射基地として提供」するならば、「極めて大きな危険にさらされる」からであった。⁽³⁵⁾

野党第二党FDP(連邦議会議中四一議席⁽³⁶⁾)の指導部自身は、この行動に連署することは拒否する一方で、党員の個人としての参加を許可していたので、FDPからもこの議会外野党の行動に参加する者が四月以降認められるようになった。

これに対して与党CDU/CSU(連邦議会議中二七〇議席)とDP(同一七議席)の両会派は、NATOの「国防体制の必要性と一致し、かつ仮想敵国の軍備拡張に直面して、連邦共和国軍は最新鋭の兵器によって」「装備されね

ばならない」という決定的文言を含む決議案を上程した。CDU/CSU会派の対外政策に関するスポークスマン（正式には連邦議会外務委員会委員長）であったクルト・ゲオルク・キージンガー（Kurt Georg Kiesinger）議員（後の連邦首相）は、採決の直前に「最新鋭の兵器」は水素爆弾を意味しない（が、原子爆弾を意味する）と説明した。⁽³⁷⁾ この決議が連邦議会で採決された一九五八年三月二五日を境に、議会对闘争は顕在化したのである。

既に三月一〇日に、SPDが支援する「原爆死反対」行動委員会が、SPD所属連邦議会議員ヴァルター・メンツェル（Walter Menzel）委員長の下、正式に結成されていた。⁽⁴⁰⁾ この行動委員会が三月二三日以降に公にした「原爆死反対」声明（確定版）は、「地位、宗派ないし所属政党の如何にかかわらず、全ドイツ国民に対して、生命を脅かす軍拡政策に抵抗し、それに代わる平和的發展をめざす政策を促進するよう呼びかけ」、「原爆死」が国民を脅かし続ける限り「黙っている訳にはいかない」と強調した。⁽⁴²⁾

一九五八年三月二五日以降に、ドイツ労働組合総同盟連邦幹部会が告知した行動声明は、「連立政権が野党とすべの一般大衆（einfacher Mensch）の意見の表明に反して全面的核軍拡を議決した」ことを受けて、「核兵器ロケット発射台と核兵器施設の建設に協力することを拒否し」、「全面戦争に対して全面的抵抗を」行うよう訴えていた。⁽⁴³⁾ また三月二五日以降に飛行機からまかれた「原爆死反対」行動委員会のビラは、「CDU会派が連邦議会で国民の意志に反して核武装を可決せしめた」ことに対して、核武装の可否は「国民投票」によって決せられるべきであり、「核武装に対して否と言おう」と記し、「抵抗とデモとストライキ」を訴えていたのである。⁽⁴⁴⁾

ここに明らかなものとなった、国民投票を要求する野党SPDと国民投票を拒否する与党CDU/CSUの対決は、やがてSPDが政権をとる州政府（ヘッセン州、ハンブルク市、ブレーメン市）とCDU/CSU連邦政府と

の、連邦憲法裁判所における審理へと発展するのである。

(7) 議会外闘争の規模と演説した政治家名

議会外闘争の規模(のべ九一都市、参加総数四一万人程度)と参加した政治家・登壇者名は表2の通りである。

表2 公的な反核兵器集会・デモ一覧(5月メーデーを除く)

月日	場所	主催者	登壇者	参加者
1958. 2/15	Tübingen	SPD地方支部 社会主義ドイツ学生同盟(大学団体) 自由のうちにドイツ再統一をめざす会 (大学団体)	Friedrich Schiffer 連邦議会議員(SPD)	1000人
3/23	Frankfurt/M.	原爆死反対行動委員会(ボン委員会)	W. Weizel 州議会議員(SPD)・教授 Helene Wessel 連邦議会議員(SPD) W. Richter ドイツ労働組合総同盟委員 D. H. Vogel 教授 Stefan Andres E. Kogon 教授 Robert Jungk Erich Ollenhauer 連邦議会議員(SPD)	2000人以上
4/2	Hanneln	_____	M. Born 教授	_____
4/2	Speyer	SPD地方支部	Karl Bechert 連邦議会議員(SPD)・教授	_____
4/9	Bremerhaven	原爆死反対地方委員会	_____	8000人
4/9	Eberbach	原爆死反対地方委員会	_____	_____
_____	/Necker	_____	Hermann Veit ノーゼン・ヴェルナンゲン州副 首相兼経済相(SPD)	_____

4/12以前	Schwenningen	ドイツ労働組合総同盟郡委員会	_____	5000人
4/12	Herborn/Dillkreis	SPD郡下部組織	_____	_____
4/14	Freiburg/Br.	原爆死反対地方委員会	_____	_____
4/15	Köln	原爆死反対州委員会	G. Weisser 教授 Stefan Andres H. Kloppenburg (福音主義教会) 最高宗務会議委員	_____
4/15	Berlin	原爆死反対ベルリン青年行動委員会	Hans-Jürgen Wischniewski 連邦議会議員 (SPD) R. Schottländer 教授 H. Reif 市議会議員 (FDP)・教授 Kurt Neubauer 連邦議会議員 (SPD) Weckerling 牧師 Wagner 金属産業労働組合青年部書記長	5000人
4/16	Bremen	金属産業労働組合地方委員会	Greiffenhagen 牧師	7000人
4/16	Mannheim	原爆死反対地方委員会	Fritz Erler 連邦議会議員 (SPD) Robert Margulies 連邦議会議員 (FDP)	5000人
4/17	Hamburg	原爆死反対地方委員会	Max Brauer 市長 (SPD) Wolfgang Döring 連邦議会議員 (FDP) Heinz Frehsee 連邦議会議員 (SPD) 兼労働組合委員長 E. Reimers Hans Henny Jahnn	120000人
4/18以前	Hagen	_____	H. Kloppenburg 最高宗務会議委員 Paul Schalltick	_____
4/18	München	核武装反対委員会	Erich Kästner G. Joos 教授 Hildegard Brücher 州議会議員 (FDP) W. Hagemann 教授 L. Linsert バイエルン州労働組合総同盟委員長 W. v. Knoeringen 州議会議員 (SPD) Hans Werner Richter	8000人

4/18	Nürnberg	_____	_____	4000人
4/18	Dortmund	原爆死反対地方委員会	Paul Schalltick Heinz Kühn連邦議会議員 (SPD)	3000人
4/18	Essen	_____	Stefan Andres Ludwig Metzgar連邦議会議員 (SPD)	_____
4/19	Bielefeld	原爆死反対地方委員会	H. Kühn連邦議会議員 (SPD) Willi Weyerノルトライン・ヴェストファーレン 州副首相兼大蔵相 (FDP) W. Schweitzer 教授	20000人
4/19	Kiel	_____	_____	_____
4/21	Stuttgart	原爆死反対地方委員会	Dekan Weber K. Schwab 金属産業労働組合地方部長 Erwin Schoettle連邦議会議員 (SPD)	8000人
4/22	Wuppertal	ドイツ労働組合総同盟地方委員会	R. Riemeck 教授	15000人
4/22	Minden /Westfalen	原爆死反対地方委員会	H. Kloppenburg 最高宗務会議委員 Ulrich Lohmar 連邦議会議員 (SPD) Maria Meyer-Sevenich 州議会議員 (SPD) B. Manstein 核被害反対闘争同盟員	_____
4/24	Berlin	原爆死反対ベルリン行動委員会 (原爆死反対地方委員会)	Willy Brandt 市長 (SPD) E. Scharnowski ドイツ労働組合総同盟ベルリン委 員長 Helmut Gollwitzer 教授	_____
4/24	Fürth /Bayern	(ミュンヘン)核武装反対委員会	Max v. Laue 教授 H. Franke 教授 W. v. Knoeringen 州議会議員 (SPD)	_____
4/24	Münster	兵役拒否権保証研究会	Hans Helmut Kirst H. Kloppenburg 最高宗務会議委員	_____
4/25	Bonn	原爆死反対行動委員会 (ボン中央委員会)	Adolf Arndt 連邦議会議員 (SPD) Ernst Achenbach 連邦議会議員 (FDP) W. Weizel 州議会議員 (SPD) ・ 教授	_____
4/25	Neu-Ulm	(ミュンヘン)核武装反対委員会	_____	_____

4/25	Weinheim /Bergstr. Kassel	原爆死反対地方委員会	H. Kloppenburg 最高宗務会議委員	_____
4 月 末	Frankfurt/M.	_____	Gustav W. Heinemann 連邦議会議員 (SPD)	8000人
5/8	Augsburg	(ミュンヘン)核武装反対委員会	W. v. Knoeringen 州議会議員 (SPD) Hans Werner Richter Hans Helmut Kirst Ursula Herking L. Linsert ノバイエルン州労働組合総同盟委員長	_____
5/13	Bremen	原爆死反対地方委員会	Greiffenhagen 牧師 Wilhelm Kaisen 市長 (SPD) H. Kloppenburg 最高宗務会議委員 Ursula Herking W. Weyer ノルトライン・ヴェストファーレン州副 首相兼大蔵相 (FDP)	25000人
5/15	München	ミュンヘン高等中学校生徒核武装反対委員会	_____	_____
5/16	Erlangen	(ミュンヘン)核武装反対委員会	Erich Kästner	_____
5/20	Marburg	原爆死反対地方委員会 社会主義ドイツ学生同盟・自由主義ドイツ 学生同盟(大学団体)	Schenk v. Stauffenberg 教授・伯爵 Martin Niemöller ヘッセン＝ナッサウ教区福音主 義教会長 公共企業体運輸労働組合代表者 戦災者・遺族・社会保障年金受領者連合会代表者 自由主義ドイツ学生同盟代表者	2000人以下
5/20	München	核武装反対委員会内学生委員会	Erich Kästner Schenk v. Stauffenberg 教授・伯爵 K. Bechert 連邦議会議員 (SPD)	5000人以下
5/20	Göttingen	核武装反対学生委員会	W. Trillhaas 教授 C. Colpe	2000人以下
5/20	Heidelberg	核武装反対学生団体	H. Schaefer 教授	2000人以下
5/20	Braunschweig	核武装反対学生団体	G. Heckmann 教授	1500人以下

5/20	Münster	核兵器のないドイツのための研究会 (学生団体)	P. Jacobs教授	1200人以下
5/20	Frankfurt/M.	核武装反対学生団体	E. Fraenkel教授(非政治学者) W. Fabian	1000人
5/20	Berlin	核武装反対学生委員会	Helmut Gollwitzer教授 W. Weischedel教授	—————
5/20	Bonn	核軍拡反対学生委員会	Paul Schalltück Mochalski牧師 Jaeckel教授 K. Rode教授 B. Snell教授	—————
5/20	Hamburg	核軍拡反対研究会(学生団体)	—————	—————
5/20	Karlsruhe	工科大学学生自治委員会	—————	—————
5/21	Tübingen	社会主義ドイツ学生同盟(大学団体) 自由のうちにドイツ再統一をめざす会 (大学団体)	Gerhard Gollwitzer教授 Helmut Schmidt連邦議会議員(SPD)	2000人以下
5/22	Hof/Saale	(ミュンヘン)核武装反対委員会	—————	—————
5/23	Würzburg	(ミュンヘン)核武装反対委員会	Hans Werner Richter Christian Mayer-Amery W. v. Knoeringen州議会議員(SPD)	—————
5/28	Essen	兵役拒否者インターナショナルおよび ドイツ学術振興会の地方団体	M. Niemöllerヘッセン=ナッサウ教区福音主義教 会長 Alma Kettig連邦議会議員(SPD) Arno Behrisch連邦議会議員(SPD)	2000人
5/29以前	Karlsruhe	—————	F. Strothmann金属産業労働組合連邦幹部会役員 R. Riemeck教授 M. Niemöllerヘッセン=ナッサウ教区福音主義教 会長 H. Veitバーデン・ヴュルテンベルク州副首相兼経 済相(SPD) Herbert Wehner連邦議会議員(SPD)	20000人
5月末	Mainz	—————	M. Niemöllerヘッセン=ナッサウ教区福音主義教 会長	—————

6/3	Frankfurt/M.	原爆死反対地方委員会	M. Niemöller ヘッセン=ナッサウ教区福音主義教 会長 Georg Leber 連邦議会議員 (SPD) 兼労働組合委員 長 Ursula Herking H. Muth 教授	30000人
6/3	Frankfurt/M. -Höchst	_____	_____	12000人
6/5以前	Ulm	_____	_____	15000人
6/5以前	Göppingen	_____	_____	9000人
6/10	Dortmund	ドイツ核軍拡反対行動委員会	スミタ (音訳) 司教 (東京)	_____
6/11	Hannover	原爆死反対地方委員会	W. Döring 連邦議会議員 (FDP) W. v. Knoeringen 州議会議員 (SPD) A. Hinzpeter 教授 J. Staedtke 牧師 Ursula Herking	40000人
6/12以前	Duisburg	_____	M. Niemöller ヘッセン=ナッサウ教区福音主義教 会長	_____
6/12以前	Aachen	_____	M. Niemöller ヘッセン=ナッサウ教区福音主義教 会長	_____
6/12以前	Wiesbaden	_____	H. Wessel 連邦議会議員 (SPD)	5000人
6/12以前	Velbert	_____	Erich Mende 連邦議会議員 (FDP)	_____
6/12以前	Heidenheim/Brenz	原爆死反対地方委員会	_____	4000人
6/12	München	核武装反対委員会	Gertrud von Le Fort H. Brütcher 州議会議員 (FDP) Inge Scholl E. Heimpel	_____
6月中旬	Nordhorn	原爆死反対地方委員会	G. W. Heinemann 連邦議会議員 (SPD)	2000人
6月中旬	Emden	原爆死反対地方委員会	G. W. Heinemann 連邦議会議員 (SPD) Reinhold Kreitmeyer 連邦議会議員 (FDP)	_____
6月中旬	Aurich	原爆死反対地方委員会	_____	_____

6月中旬	Leer/Ostfriesland	原爆死反対地方委員会	_____	
6/17	Nordhalben/Kronach	(ミュンヘン)核武装反対委員会	Hans Werner Richter	_____
6/19以前	Düsseldorf	原爆死反対地方委員会	Hans Helmut Kirst	_____
			M. Niemöllerヘッセン=ナッサウ教区福音主義教 会長	_____
			Karl Siemsenノルトライン・ヴェストファーレン 州連邦関係相 (SPD)	_____
			Brauermeister教授 (FDP代表)	_____
			H. Werner司教	_____
			H. Kloppenburg最高宗務会議委員	_____
6/19以前	Augsburg	_____	_____	3000人
6/19以前	Recklinghausen	_____	W. Hagemann教授	_____
6/19	Ingolstadt	(ミュンヘン)核武装反対委員会	J. Harder教授	_____
6/20	Bayreuth	(ミュンヘン)核武装反対委員会	H. Brücher州議会議員 (FDP)	_____
6/21	Coburg	(ミュンヘン)核武装反対委員会	Christian Mayer-Amery	_____
6/24	München	核武装反対委員会	H. Brücher州議会議員 (FDP)	_____
			W. Döring連邦議会議員 (FDP)	_____
			H. Iwand教授	_____
			G. Reuterドイツ労働組合総同盟副委員長	_____
			Hans Werner Richter	_____
6/26以前	Rheydt	原爆死反対地方委員会	H. Wehner連邦議会議員 (SPD)	_____
			M. Niemöllerヘッセン=ナッサウ教区福音主義教 会長	_____
6/26以前	Berlin	_____	Stefan Andres	_____
6/26以前	Bielefeld	_____	W. Hagemann教授	_____
6/26	Dortmund	原爆死反対地方委員会	Siegmund Schmidt医師	_____
			H. Kloppenburg最高宗務会議委員	11000人
			Braumeister教授 (FDP代表)	_____
			K. Bechert連邦議会議員 (SPD)	_____
			H. Wessel連邦議会議員 (SPD)	_____
			W. v. Knoeringen州議会議員 (SPD)	_____

7/31以前	Braunschweig	原爆死没対地方委員会	M. Niemöller	ヘッセンナッカラ教区福音主義教 会長
7/31以前	Kaiserslautern	原爆死没対郡委員会	F. Erler	連邦議會議員 (SPD)
7/10以前	Leonberg/Württ.	_____	_____	_____
7/17以前	Kassel	_____	_____	_____
7/17以前	Lamprecht/Thalz	_____	_____	_____
7/31以前	Reutlingen	_____	_____	_____
7/31以前	Pirmasens	_____	_____	_____
9/26	Essen	_____	_____	_____
11/20以前	Onabrick	_____	_____	_____
12/1以前	Gladbeck/Westf.	原爆死没対地方委員会	L. Pauling	教授 最高宗務會議委員
12/1以前	Bothrop	_____	H. Kloppenburg	教授 Siegmund Schmidt
			R. Riemeck	教授 W. Hagemann
			M. Niemöller	ヘッセンナッカラ教区福音主義教 会長

本表はHans Karl Rupp, a. a. O. (Ann. 18), S.289-296. による。

表2に明らかなことは、州政権（市政権も含む）担当者参加の街頭行動が盛会であったことである。例えば、ハンブルク市長M・ブラウアー（SPD）参加の二万人規模のハンブルク市（人口一八三万：一九六一年の統計による、以下同じ）街頭行動、ノルトライン・ヴェストファーレン州副首相兼大蔵相W・ヴァイヤー（FDP）参加の二万人規模のビーレフェルト市（人口一七万五千）街頭行動、ブレーメン市長W・カイゼン（SPD）参加の二万五千人規模のブレーメン市（人口五六万）街頭行動、バーデン・ヴェルテンベルク州副首相兼経済相H・ヴァイト（SPD）参加の二万人規模のカールスルーエ市（人口二四万）街頭行動などである。この外にも（西）ベルリン市長W・ブランド（SPD、後に一九六九年連邦首相）参加の規模不明の（西）ベルリン市（人口二二〇万）街頭行動が行われて

いる。

この行動への参加は必ずしも政治経歴上、マイナスに作用してはいない。参加者の後の華々しい経歴の事例としては、E・メンデ連邦議會議員(FDP、一九六三年一〇月—一九六六年一〇月全ドイツ問題担当連邦大臣)、G・レバー連邦議會議員(SPD、一九六六年二月—一九七二年七月連邦交通相、一九六九年一〇月—一九七二年七月連邦郵政相、一九七二年七月—一九七八年二月連邦国防相)、H・キューン連邦議會議員(SPD、一九六六年二月—一九七八年九月ノルトライン・ヴェストファーレン州首相)、H・J・ヴィシェネフスキー連邦議會議員(SPD、一九六六年二月—一九六八年二月—一九六八年一〇月連邦経済協力相)、H・ウェーナー連邦議會議員(SPD、一九六九年一〇月—一九七二年七月連邦国防相、一九七二年七月—一九七四年五月連邦大蔵相、一九七四年五月—一九八二年一〇月連邦首相)、G・W・ハイネマン連邦議會議員(SPD、一九六六年二月—一九六九年三月連邦法相、一九六九年七月—一九七四年六月連邦大統領)などがある。

(8) 連邦議会における攻防

一九五八年四月一八日にカルロ・シュミット(Carlo Schmid)議員(SPD)連邦議会副議長は、SPDが先に提案した国民投票法案において、「一、ドイツ軍が核爆弾で武装されることに賛同しますか。二、ドイツ国内に核爆弾の発射設備が敷設されることに賛同しますか」という二点が設問されていると説明した。⁽⁴⁶⁾ 続けてカルロ・シュミ

ットは、「この種の国民投票は非常手段としてのみ考えられる。しかし今や数百万人の人々の意識の中で〔ドイツ〕国民の生死が一旦問題となった以上、この非常手段は正当化される」と説明したのである。⁽⁴⁶⁾

G・W・ハイネマン(Gustav W. Heinemann)議員(SPD)は、既に一九五〇年七月九日に地方都市ブライザッハ(Breisach:バードン州)と、同年七月一六日にルール地方の中規模産業都市カストロップ・ラウクセル(Castrop-Rauxel:ノルトライン・ヴェストファーレン州)で、欧州会議への参加の是非を問うた住民投票が行われ、ブライメン市でも同じ住民投票が計画されていたことを指摘して、⁽⁴⁷⁾ 国民投票制度自体の違憲性を否定する答弁を一九五八年四月二五日に行つた。しかしながらカストロップ・ラウクセル市の住民投票実施に際しては、KPDを除く(CDUを含む)全政党が住民投票実施のための決議案に賛成していた。⁽⁴⁸⁾ この点が、今回議会野党SPDが提案し政府与党CDU/CSUが反対する国民投票とは異なっていた。すなわちカストロップ・ラウクセル市住民投票では、ほぼ全政党が一致して住民の意志を確かめるために住民投票を決議し、その結果七三%の信任を得た。⁽⁴⁹⁾ これに対し、今回の核武装に関する国民投票では、与野党の見解が一八〇度異なっており、議会が解決できないことを、議会の任務を言わば放棄して国民投票に委ねようとしていたのである。

一九五八年四月二五日にK・G・キージンガーは、一九五七年連邦議会選挙における連邦政府の選挙公約は核武装の一方的放棄を意味しないと反論した。すなわちキージンガーによれば、CDU連邦事務局編集の『選挙戦対策上の对外政策——一九五七年連邦議会選挙戦対策上の对外・国防政策の手引き——』と題する特別演説集は、「連邦政府は連邦国防軍の核兵器による武装を意図しない」と記した同じ二九頁で、「西側の武装はソ連の武装に照準を定めねばならない。ソ連が核兵器を配備している限りで西側も核兵器を必要とする。軍縮交渉が挫折した場合であっても、

万一連邦共和国が核兵器の所有を一方的に放棄するならば、西側の国防能力を弱体化せしめ、ソ連は核兵器を放棄する義務を負わないことから優越した立場を掌中にするであろう」と同時に述べていたのであった。⁽⁵⁰⁾

更に引き続いてK・ヴェーバー議員(Karl Weber : CDU)は、キージンガーの主張を補強してアーデナウアーの一九五七年五月一〇日の連邦議会における発言を引用した。すなわちこの時アーデナウアーは「現時点では(核武装)問題は判断を下すまで機が熟していない。二、三年後に判断を下す機が熟すであろう」と指摘して、現時点の均衡の下ではかかる均衡を左右する「分銅はソ連の天秤はかりの上に存在する」⁽⁵¹⁾と指摘して、現時点の均衡か否かはソ連の軍備状況次第であるとの立場を表明したのであった。⁽⁵²⁾

一九五八年六月一三日にL・メッツガー議員(Ludwig Metzgar : SPD : 元ヘッセン州教育相)は、一九四八年九月九日にいわゆる基本法制定会議本会議で当時のホイス(Theodor Heuss)議員(FDP : 一九四九年から一九五九年まで連邦大統領)が述べた、「国民請願すなわち国民発案(Volksinitiative)は、広範囲な地域を対象とする民主制において、「万一」大衆化が進展してデモクラシーが根こそぎにされる時には、あらゆる扇動政治家を助長するものである」という発言について、この見解で問題とされているのは国民のイニシアティブであるが、我々SPDが問題としているのは主権を有する議会のイニシアティブである⁽⁵⁴⁾。したがってこの国民投票の制度自体は基本法に反しないと指摘した。

以上の審議は合理的冷静さを伴っていた。しかしG・シュレーダー(Gerhard Schröder)連邦内相(CDU : なお現在ニーターザクセン州首相であるG. Schröder (SPD)とは同姓同名の別人である)の一九五八年六月一三日の発言はともすると著しい共産主義批判に偏りがちであった。シュレーダーは「連邦政府と連邦首相、連邦内相自身に

対する不適切な攻撃」の証拠として、一九四九年から一九五三年まで連邦議会議員であったW・フィッシュ(Walter Fisch: KPD)に対して、連邦裁判所刑事部第三法廷が下した反逆罪の企てに対する懲役三年の判決が、一九五八年六月一三日の連邦議会でシュレーダー自身が発言している一時間前に下ったことを取り上げた⁽⁵⁵⁾。この一時間前に下され、反対党が十分に熟知していない判決によってシュレーダーが受けたと主張する「攻撃」に対して逆に奇襲攻撃をしかけること自体、公正な議論に反している虞があると思う。シュレーダーはこの判決を論拠として、共産主義者の地下活動と核武装やロケット発射基地建设の阻止(運動)とを結びつけ、SPDはKPD党员と同じ目的を達成しようとしていると論じた。SPD右派のF・エアレル(Fritz Erler)議員は関連質問を求めたが、シュレーダーは「自らの演説の間いかなる関連質問も認められない」と拒否した。この拒否発言の直後、「恥知らず。破廉恥な中傷誹謗だ。ナチスの残党め」という不規則発言と共にSPD議員は数名を残して退席したのであった⁽⁵⁶⁾。

シュレーダーは続いて「共産主義者が行っている世界平和運動」が人々の恒久平和への願望を悪用して、共産主義を拡張する目的で反核運動を醸し出している⁽⁵⁷⁾と主張して、SPD系の原爆死反対行動委員会とソ連占領地区の平和勢力との協調関係の構築を共産主義シンパ組織が工作した結果、同委員会は議會外野党が設立したのか共産主義シンパ組織が設立したのか「一般人の目には」区別がつかなくなったとの危惧を言明した⁽⁵⁸⁾。しかし、例えば構成員数六六名——内四四名は大学教授——程度のR・リーメック(Renate Riemeck)教授率いる共産主義シンパ組織⁽⁵⁹⁾が、公党であるSPDと結びつきSPDを支援しているとして問題視することは、議会の審議を非難中傷合戦におとしめる以外に、本来建設的であるべき与野党関係に寄与しなかったのではないかと思う。また表2に明らかかなようにリーメックは後に連邦憲法裁判所の判決によって反核運動が終息した後にも、あくまでも議會外闘争を続けた点で、M・ニー

メラー牧師と同様に明白な「危険人物」であった。SPDはリーメックと行動は共にしなかったのである。⁽⁶¹⁾

後に一九七一年一〇月から一九七三年六月までCDU党首を務めたR・バルツェル議員(Rainer Barzel)の見解は、かように不毛な議会にあつても要を得ていたし、国民投票の問題性を適切にとらえていたと思われる。すなわちバルツェルが一九五八年六月一三日に行つた答弁によれば、国民投票を提起する法律草案が「違憲であるのはその意図が違憲であるからである。つまり連邦政府を建設的不信任投票以外の手段によつて、キャンペーンと扇動と、場合によつてはストによつて倒閣せしめようとする意図が違憲」であるからであつた。⁽⁶²⁾

(9) 連邦憲法裁判所の判決と闘争の終結

一九五八年七月三〇日の二つの連邦憲法裁判所の判決は政府与党の勝訴、議会野党の敗訴に終つた。二つの判決とは、連邦政府が核兵器に関する住民投票を定めた州政府(SPD・FDPの統治するハンブルク市とSPD・CDU・FDPが統治するが、市議会の過半数はSPDが単独で制しているブレーメン市)の同年五月九日と五月二〇日の法律の無効を求め、連邦政府(CDU/CSU・DP)が勝訴した判決⁽⁶³⁾、およびヘッセン州政府(SPD・GB/HE(全ドイツブロック/故郷追放者・公民権停止者ブロック)政権)が核兵器に関する住民投票を求めるヘッセン市町村の決議を破棄せず、「連邦に友好的な態度の義務」に違反したと連邦政府が主張して勝訴した判決⁽⁶⁴⁾である。しかし、これらの判決の理由は、国民投票(正確には住民投票)の制度自体が代表・民主制原理に違反するが故ではなくして、これら「州野党(州政権を担当する連邦野党)」の行為が連邦の専有的対外権限を侵害するが故であつた。

したがってボン基本法は専ら議会による代表制を採用したという連邦政府の主張は退けられた。⁽⁶⁵⁾ 換言すれば、連邦議会が三分の二の特別多数によって国民投票制度を基本法改正手続によって制度化することも違憲ではないとみなされるのである。

この連邦憲法裁判所の判決を野党SPDは厳粛に受けとめ、この判決が下された時点を境に議会外野党の反核闘争は終了した。七月三〇日の判決後も原爆死反対行動委員長メンツェルは、この闘争は「不変に継続される」と少なくとも言葉の上では説いているが、⁽⁶⁶⁾ 事実上それは空文であった。ドイツ人の遵法精神が勝利した。しかし、一九五九年一〇月にSPDが公表した『ドイツからの便り』と題する文書は苦汁に満ちたものであった。それはアーデナウアーによる野党の取扱いを以下のように遺恨(very resentful)としていたのである。

アーデナウアーは議会における野党を打ち負かされるべき悪とみなし、野党に対して協力よりも自党に対してアーデナウアーが要求するたぐいの服従を要求している。連邦共和国建国以来一〇年を経たが、政府と野党は将来的にほとんど期待するものをのこさないほど疎遠になった。政府は議会における多数派を全く野党を配慮せず
に任用しているに過ぎない。議会における少数派が現状に関するより良い知恵を持つ場合でも、政府は議場におけるより良い理解を求めて野党と競い合う試みを全く行っていない。⁽⁶⁷⁾

夜明け前は最も暗い。この暗澹たる敗北の中でSPDは国民政党を目指して国防・平和政策上の転換を行ったのである。それは一九五九年一月一三日から一五日にかけてバート・ゴードスベルク党大会で採択された、一九五九年SPD基本綱領(いわゆるゴードスベルク綱領)に結実した。この綱領はドイツ連邦共和国自身が「原子力およびその他の大量殺戮兵器を製造し、使用すること」を直ちに禁止し(いわば非核二原則)、ドイツ統一後、外国軍が撤退

した後に、ドイツが帰属すべき「緊張緩和・軍備制限監視地帯」内では当該兵器の製造、配備、使用を禁止し(いわば非核三原則)、一九五九年の時点では旧占領軍であるアメリカ軍の核兵器配備には反対しえないという立場を取ったのであった。

おわりに

西ドイツの連邦憲法裁判所の一九五八年七月三〇日の判決によって一九五八年反核闘争は終息を迎えた。このように極めて政治的な係争点に対しても迅速かつ積極的に有権的な判断を下すことは、連邦憲法裁判所の伝統と言える。更に、ここで下された憲法判断を政府与党と議会野党は、よしんば心情的には直ちに賛同できない場合であっても、事実として尊重し遵守することによって政治責任を全うしてきた。これは西ドイツの政治機構論上、司法(とりわけ連邦憲法裁判所)と立法(議会野党)と行政(政府与党)が織り成す政治構造上の特徴である。なお「立法(議会野党)」という用語は、議会は野党がそこで有しているだけの意義を持つという政治的含意に照らして、議会においては野党が法的にはともかく政治機構論上は立法過程の中心的役割を果すべきであることから採用したものである。

一方SPDの核エネルギー使用反対政策は結果的に挫折している。けだし一九八五年における原子力発電所の発電量は、一九七二年の三〇倍に達しているからである。⁽⁶⁹⁾ SPDの非核エネルギー構想はそれにもかかわらず外見上、堅持されている。例えばSPDの一九八六年党大会は「原子力を使用しない安定的エネルギーの供給」を内容とするエ

ネルギー政策に関する決議を採択している⁽¹²⁾。このようなSPDの核エネルギー政策の行き詰まりを、フォルカー・ハウン(Volker Hauff)は、原子力を使用しないエネルギー構想という「夢は悪夢となった⁽¹³⁾」と評しているのである。

注

- (1) Böhringer u. a., *Bundestag, Bundesrat, Landesparlamente*, NDV, 1991, S. 216 (Ulrich Sarcinelli).
- (2) *Verhandlungen des Deutschen Bundestages*, 3. Wahlperiode, Stenographische Berichte, 25. 4. 1958, S. 1490 (B)-(C) : Adolf Arndt (SPD). (以下「Deutscher Bundestag, 25. 4. 1958, S. 1490(B)-(C) : Adolf Arndt (SPD)」と略す。)
- (3) Deutscher Bundestag, 25. 4. 1958, S. 1490(D)-1491(A) : A. Arndt.
- (4) Deutscher Bundestag, 25. 4. 1958, S. 1491 (A)-(B) : A. Arndt, Deutscher Bundestag, 10. 5. 1957, S. 12064 (B)-(C) : Konrad Adenauer (CDU : Bundeskanzler).
- (5) Deutscher Bundestag, 25. 4. 1958, S. 1491(B) : Helmut Schmidt (SPD).
- (6) A. Blais/R. K. Carty, "The Effectiveness of the Plurality Rule", *British Journal of Political Science*, vol. 18, 1988, p. 551.
- (7) Wolfgang Schollwer, *Libérale Opposition gegen Adenauer*, Oldenbourg, 1990, S. 30.
- (8) Schollwer, ebd. (Ann. 7), S. 29-30.
- (9) J. カイザーの親東ドイツ政策について、拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(3)」「早稲田政治公法研究25号」(一九八八年)二三九—二四二頁を参照。
- (10) Schollwer, a. a. O. (Ann. 7), S. 33.
- (11) Ebd. (Ann. 10).
- (12) Schollwer, a. a. O. (Ann. 7), S. 34, Deutscher Bundestag, 5. 11. 1957, S. 82(C) : K. Adenauer.
- (13) FDPのSPDがこの時共に野党として辛酸をなめたという共通の体験が、一九六九年一〇月に第二党のPDと第三党のDPが連邦レベルで連立してプラント政権を成立せしめた理由の一つであろうと思う。

- (14) Schollwer, a. a. O. (Ann. 7), S. 35.
- (15) Schollwer, a. a. O. (Ann. 7), S. 35-36.
- (16) 一九五五年五月九日に西ドイツで「WATOに加盟」同年同月一日から四日にWTO設立にあずかるワルシャワ条約が締結された。一九五五年に「ヘイツを含む冷戦の枠組みは両体制各々の軍事プロク化によって構築されたのである。」
- (17) 湯川秀樹・朝永振一郎・坂田昌一編著『平和時代を創造するために』(岩波新書・一九六三年) i頁、一七八―一七九頁。
- (18) Hans Karl Rupp, *Außerparlamentarische Opposition in der Ära Adenauer*, Pahl-Rugenstein Verl., 1. Aufl., 1970, 3., unveränd. Aufl., 1984, S. 69, Ann. 341.
- (19) Bertrand Russell, *The Autobiography of B. Russell*, vol. III 1944-1967, George Allen & Unwin, 1969, pp. 74-75. B. シャッセル著、日高一輝訳『シャッセル自叙伝(III)』(理想社・一九七三年) 八八―八九頁。『湯川秀樹著作集6 付録月報1』(岩波書店・一九八九年) 六一―八頁(田中慎次郎)。
- (20) Rupp, a. a. O. (Ann. 18), S. 74-75. Carl Friedrich von Weizsäcker, *Die Verantwortung der Wissenschaft im Atomzeitalter*, V & R, 7. Aufl., 1986, S. 50-51.
- (21) Rupp, ebd. (Ann. 18), S. 75. C. F. v. Weizsäcker, ebd. (Ann. 20), S. 51.
- (22) Rupp, ebd. (Ann. 18), S. 75. C. F. v. Weizsäcker, ebd. (Ann. 20), S. 51-52.
- (23) Rupp, ebd. (Ann. 18), S. 75. C. F. v. Weizsäcker, ebd. (Ann. 20), S. 52.
- (24) *Wahlkreis 1987/88*, Höller u. Zwick, 3. Aufl., 1988, S. 24.
- (25) C. F. v. Weizsäcker, a. a. O. (Ann. 20), S. 36.
- (26) Rupp, a. a. O. (Ann. 18), S. 207.
- (27) Rupp, ebd. (Ann. 18), S. 207, Ann. 1090.
- (28) Rupp, ebd. (Ann. 18), S. 207, Ann. 1090. Deutscher Bundestag, 25. 3. 1958, S. 1077(C) : Eugen Gerstenmaier (CDU).
- (29) Schollwer, a. a. O. (Ann. 7), S. 168, Ann. 38.
- (30) Schollwer, ebd. (Ann. 7), S. 44.
- (31) Rupp, a. a. O. (Ann. 18), S. 159, Ann. 835.

- (32) 三吉正樹「最近における西独の政党と政治」『マンマレンス一九六二年八月(一三九)号』五〇頁。
- (33) 拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(一)、『早稲田政治公法研究23号』(一九八七年)二〇一頁。
- (34) 同前。
- (35) Rupp, a. a. O. (Anm. 18), S. 283, Anhang I-1..
- (36) Udo Wengst: *FDP-Bundesvorstand: Sitzungsprotokolle 1954-1960*, Droste Verl., 1991, S. 364-365(18. 4. 1958).
- (37) Rupp, a. a. O. (Anm. 18), S. 161. Deutscher Bundestag, 25. 3. 1958, S. 1160(D) : Kurt Georg Kiesinger (CDU).
- (38) Rupp, a. a. O. (Anm. 18), S. 286, Anm. 4 und S. 287, Anm. 10. 『西独憲法』のCDU議員の賛成、SPD議員の反対、FDP議員の棄権について。 Cf. Deutscher Bundestag, 25. 3. 1958, S. 1161-1163.
- (39) 正統には『西独憲法事務局』。 Cf. Rupp, a. a. O. (Anm. 18), S. 220.
- (40) W. Benz/D. Moos (Hrsg.), *Das GG und die BRD: Bilder u. Texte zum Jubiläum 1949 1989*, Verl. Moos & Partner/Rehm Verl., 1989, S. 188.
- (41) Rupp, a. a. O. (Anm. 18), S. 125, Anm. 627.
- (42) Ebd. (Anm. 18), S. 283-284, Anhang I-2.
- (43) Ebd. (Anm. 18), S. 286-287, Anhang I-1.
- (44) Ebd. (Anm. 18), S. 287, Anhang I-2.
- (45) Deutscher Bundestag, 18. 4. 1958, S. 1221(C)-(D) : Carlo Schmid (SPD).
- (46) Deutscher Bundestag, 18. 4. 1958, S. 1222(D) : Carlo Schmid.
- (47) Deutscher Bundestag, 25. 4. 1958, S. 1478(B) : Gustav W. Heinemann (SPD).
- (48) Ebd. (Anm. 47).
- (49) Deutscher Bundestag, 25. 4. 1958, S. 1478(C) : G. W. Heinemann.
- (50) Deutscher Bundestag, 25. 4. 1958, S. 1492(D)-1493(A) : K. G. Kiesinger.
- (51) Deutscher Bundestag, 10. 5. 1957, S. 12130(D) : K. Adenauer. in : Deutscher Bundestag, 25. 4. 1958, S. 1493(C)-(D) :

Karl Weber (CDU).

- (32) Ebd (Anm. 51).
- (32) Deutscher Bundestag, 13. 6. 1958, S. 1699(D) : Ludwig Metzger (SPD).
- (34) Deutscher Bundestag, 13. 6. 1958, S. 1699(D)-1700(A) : L. Metzger.
- (35) Deutscher Bundestag, 13. 6. 1958, S. 1708(D)-1709(A) : Gerhard Schröder (Bundesinnenminister : CDU).
- (35) Deutscher Bundestag, 13. 6. 1958, S. 1709(A)-(B) : G. Schröder.
- (35) Deutscher Bundestag, 13. 6. 1958, S. 1709(C) : G. Schröder.
- (35) Deutscher Bundestag, 13. 6. 1958, S. 1710(D) : G. Schröder.
- (35) Deutscher Bundestag, 13. 6. 1958, S. 1711(A)-(B) : G. Schröder.
- (39) Deutscher Bundestag, 13. 6. 1958, S. 1710(D)-1711(A) : G. Schröder.
- (19) W・ニーメー著 篠原正英訳『暴力の失脚』(未来社・一九五九年) 訳者あとがき二八七頁。
- (32) Deutscher Bundestag, 13. 6. 1958, S. 1715(C) : Rainer Barzel (CDU). なお、ハルツェルは汚職政治家U・バルツェル(Uwe Barschel : ドイツ民主キリスト教社会党)の州首相(後で自殺)とは別人である。
- (39) BVerfGE 8, 104f.
- (39) BVerfGE 8, 122f.
- (39) Gerhard Leibholz, *Verfassungsstaat-Verfassungsrecht*, W. Kohlhammer, 1973, S. 69. G・ラインホルツ著 清水望・渡辺重範訳『現代政党国家』(早大出版部・一九七七年) 七六頁。
- (39) Rupp, a. a. O. (Anm. 18), S. 220.
- (39) SPD, News from Germany, October 1959, in : Herman Finer, *The Major Governments of Modern Europe*, Methuen & Co., 1960, p. 500, note 10.
- (38) Hrsg. v. R. Kunz/H. Maier/T. Stammen, *Programme der politische Parteien in der Bundesrepublik*, Beck'sche Elementarbücher, 1975, S. 80.
- (38) Jürgen Häusler, *Der Traum wird zum Alptraum : Das Dilemma einer Volkspartei : Die SPD im Atomkonflikt*, 1988.

Ed. Sigma, S. 10.

- (9) Häusler, a. a. O. (Anm. 69), S. 228. Vorstand der SPD, *Partei tag des SPD in Nürnberg 25.-29. 8. 1986. Beschlüsse*, o. J., S. 827-829 (Initiativantrag 1 Energiepolitik).
- (11) Häusler, a. a. O. (Anm. 69), S. 9.

(付記) 本稿は一九九〇年度、一九九一年度および一九九二年度早稲田大学特定課題研究助成費の成果の一部である。